

第 6 回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会

日 時：平成 31 年 3 月 6 日（水） 10：00 ～ 11：20

場 所：（一財）建設業振興基金 5 階 501 会議室

《議事(1)について》

議事(1)の建設技能者の能力評価制度について、①建設技能者の能力評価制度に関する告示（案）について、②建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（案）について、③レベル判定システムの開発等について、事務局より説明。委員からの質問・意見は以下のとおり。その後、①及び②について了承が得られた。

- ・資料 5 について、「レベル判定システムの構築」と「マネジメントスキル向上特別講習の実施」によって、専門工事業団体の事務負担が軽減されると理解した。特別講習を受けられるのは、能力評価基準を策定した職種となるのか。
- ・能力評価基準が認定された職種に従事する方に受講していただく予定。
- ・職長クラスの技能者に対するマネジメントスキル向上特別講習は、登録基幹技能者講習が参考になるのではないか。
- ・登録基幹技能者講習でも、職長のマネジメント等に関する講習を行っているので参考にしたい。
- ・専門工事業団体各位におかれては、レベル 3 の職長クラスが集まる特別講習の場を作ることにご協力いただきたい。
- ・建設技能者の能力評価制度の大事なポイントは、建設キャリアアップシステムに登録された者が建設技能者と定義しているということ。システムに登録した後、国土交通省の告示に基づいて能力評価実施機関が技能者の呼称を決めることになる。その名前にしっかりと誇りと責任が持てるよう、各機関におかれては能力評価をしっかりと実施していただきたい。
- ・「登録基幹技能者になっても賃金が上がらない」というご意見もあるが、これまでに以上に登録基幹技能者をしっかりと位置付けることを各機関でご検討いただきたい。「能力の高い人をしっかりと評価した上で対価を求める」ということが、今までと違う大切なポイントである。

《議事(2)について》

議事(2)の専門工事企業の施工能力等の見える化制度について、①共通項目における評価基準案について、②今後の進め方について、③アンケート調査について事務局より説明。委員からの質問・意見は以下のとおり。

- ・アンケートの結果を見ると、今までの建設産業の置かれてきた状況が出ている面を感じる。見える化制度活用の意向に関しては、残念なことに、公的機関が一番低い。公的機関は、いわゆる下請を把握する意識が全然ない。「元請さえ把握してれば良い」という、この意識を変えないと、本当に良い制度を作っても何も変わらない。
- ・見える化制度を作る目的は、専門工事業の担い手になる若い人たちに来てもらうことであり、そのためにはキャリアパスを明確に示すことである。元請に監督・技術者・設計者が入ってきたとしても、現場を担う人材がいなければ建設産業は成り立たない。そのためにも、元請・下請が一体にならないといけない。行政には、ここのところの意識を変える努力をしていただきたい。
- ・この結果に関しては、危機感を持っており、ここが変わらない限り、この制度が定着するのに時間がかかってしまうと危惧する。国土交通省として、しっかりと情報発信をして政策的な道筋を明確に示していただければ、少しずつ変わっていくのではないかと。
- ・まさにご指摘の通りだと思っている。見える化制度の何が一番問題で、何が足りないのかと考えたとき、委員の皆様が「見える化の内容がよく分からない」というご意見であると思っており、モデルケースをご提案をさせていただいた。
- ・見える化制度の全体像をしっかりと示すことによって、公的機関の関心度も変わってくるものとする。現在は、過渡期でまだ啓発が足りない一方、我々の力不足もある。今後ともは、皆様にご協力をいただきながら、一緒に進めていければと思っている。
- ・公的といっても、地方公共団体も含まれている。もしかしたら指示待ちということかもしれないし、まだ内容をよく理解いただけていないのかもしれない。例えば、施工体制を見える化したときに、「評価されていない専門工事会社を入れていいのか」というような回答を迫るのは今後のことになるので、後町委員の意見も徐々に反映されていくのではないかと。
- ・「専門工事企業等の見える化」については、ワーキングにおいて十分に検討いただいた。これでご了承いただければ、スケジュールどおりに制度を進めていくということになるが、よろしいか。
- ・「専門工事企業等の見える化」についても、提案は了承を得ることができた。